

災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱

1 目 的

この事業は、大規模な災害発生時等においても、診療機能を十分に維持できるように、災害発生時の医療拠点なる災害拠点病院等について、自家発電設備の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターであって、厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 事業内容

大規模災害発生時等に備え、診療機能の維持を行うのに十分な電力を確保するための自家発電設備を整備するものとする。